

10月から一部開始する **新**しい総合事業にはどんな事業があるの？

介護予防・生活支援サービス事業 **10月から開始**

対象者

訪問型短期集中予防サービス、通所型短期集中予防サービスを利用希望のかたで

- 平成28年10月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定されたかた
- 平成28年10月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けたかた（認定有効期間の開始年月日が平成28年10月以降の要支援者）

訪問型短期集中予防サービス ※3



- ・外出したいけど、体力に自信がない
- ・自分でどのような運動をしたらいいのかわからない
- ・家の中で転倒しないアドバイスがほしい

保健師や作業療法士等による相談指導等

通所型短期集中予防サービス ※4



- ・入院で体力が落ちたので、早くもとの状態の戻りたい
- ・転倒しやすくなったので、足腰を鍛えたい
- ・家で継続してできる運動プログラムを身につけたい

生活機能を改善するための運動プログラムや栄養改善・口腔機能向上プログラム等を週に2回、3ヵ月間短期集中的に実施

一般介護予防事業 **65歳以上のすべての高齢者を対象に実施中**

高齢者を年齢や心身状況等で分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。お気軽に、ご参加ください。

地域での居場所 (通いの場)



住みなれた地域に誰でも気軽に参加できる「通いの場」が数多くできるように支援しています。

はつらつ教室 アンチエイジング教室 ミュージック・ヒーリング



介護予防・認知症予防として運動を行うはつらつ教室、健康づくりや生きがい作りにつながる講話のアンチエイジング教室、音楽を通じて、昔を思い出したり、楽しく歌ったりするミュージック・ヒーリングなどを開催しています。

いつまでも住み慣れた地域で いきいきと暮らすために **介護予防・日常生活支援総合事業** が始まります (新しい総合事業)

問 市地域包括支援センター ☎44・5091

平成27年の介護保険法の改正により、高齢者の介護予防と日常生活の自立支援に力が注がれた「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」が創設されました。65歳以上のすべてのかたと、介護保険制度の「要支援1・2」に認定されたかたが対象となり、地域づくりとも連携して、介護予防サービスや各種事業を提供するもので、坂出市では10月から一部開始します。



どう **変** わるの？

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)とは、地域全体で高齢者を支え、高齢者のみなさんも自らの持つ能力を最大限に生かして、要介護状態になることを予防するための事業です。新しい短期集中予防サービスは10月から開始します。また、現行の要支援のかたに対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)は、平成29年4月から新しい総合事業に移行します。

現在、要 **支** 援1・2の認定を受けているかたはどうなるの？ **平成29年4月から**

要支援1・2の訪問介護と通所介護が新しい総合事業に移行します。事業の枠組みは変わりますが、利用方法等には大きな変更はありません。現在、要支援1・2の認定を受けているかたは引き続きサービスを利用できます。

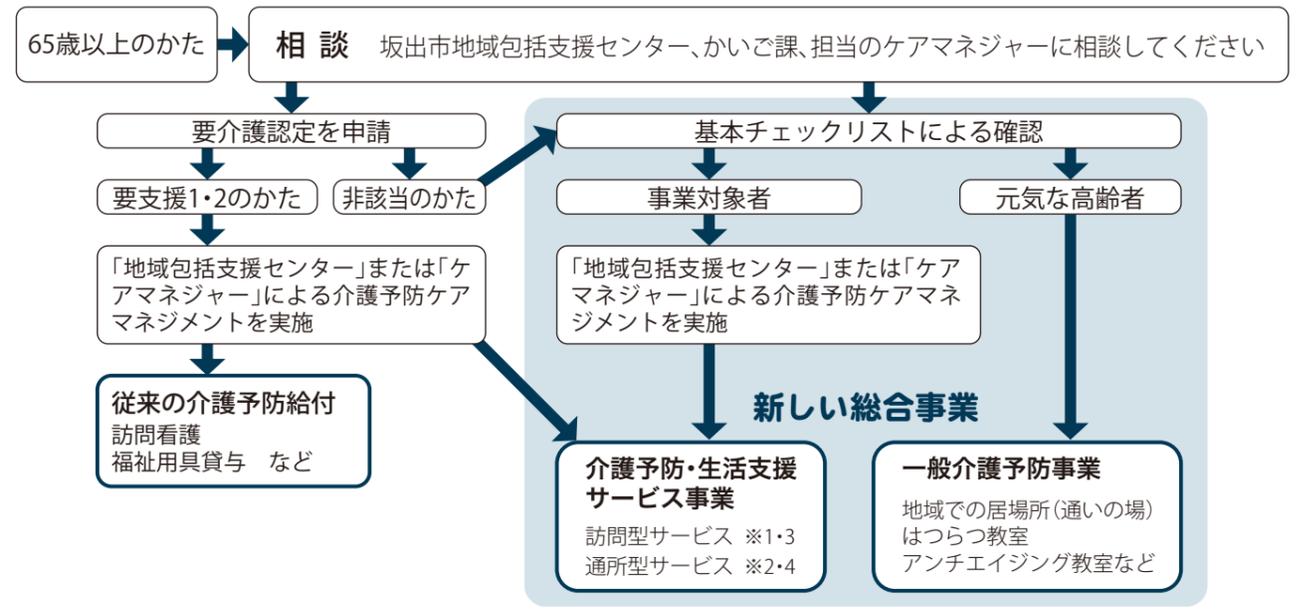


介護予防 訪問介護相当サービス ※1



介護予防 通所介護相当サービス ※2

サービス利用の **流** れは？



※平成29年4月からは、新しい総合事業の訪問介護・通所介護のみを利用する場合は、要介護認定を受けなくても基本チェックリスト(生活機能に関する25項目の質問票)の確認で利用の決定ができ、サービス利用の手続きが簡単になります。